



宿泊事業者システム改修等支援補助金のご案内

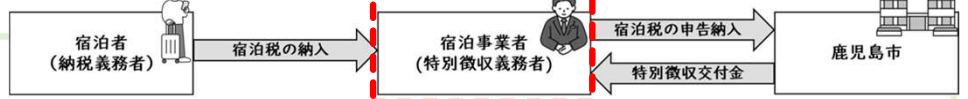
宿泊事業者の事務負担軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、
宿泊事業者が実施するシステム改修等に要する費用を助成します。

交付申請期間

令和8年7月1日（水）～令和9年2月28日（日）※当日消印有効

補助対象者

【宿泊税徴収の流れ】



特別徴収義務者となる以下の市内宿泊事業者

- ・旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)

補助率

50万円まで：10／10
 50万円を超える部分：1／2

補助上限額

100万円

補助対象経費の例

①レジシステムの改修・構築費

- ・毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追加
- ・領収証に「宿泊税」に関する記載を印字する機能の追加



②ハードウェアの購入費

- ・宿泊税額を管理するソフトウェアを搭載したノートパソコンや、申告書を印刷するためのプリンターの購入

③ソフトウェアの購入費

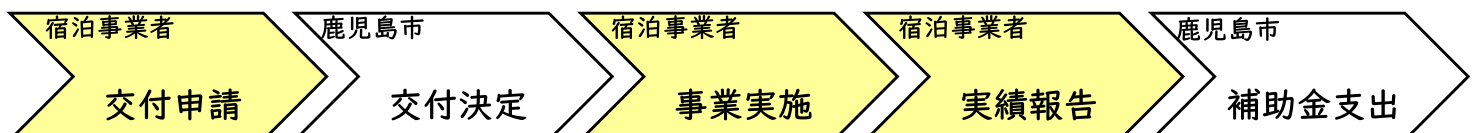
- ・毎日の宿泊税額を管理し、月毎に集計するソフトウェアの購入

④その他

- ・宿泊税用券売機の購入
- ・施設パンフレット、ポスターの修正に伴う印刷
- ・施設ホームページに宿泊税の内容を追記 など



手続きの流れ



※事業については交付決定後に実施してください。交付決定前に着手した事業については、補助対象外となります。

補助対象外経費

- (1) 補助事業に係るものとして明確に区分できない費用
- (2) 職員に対する人件費及び光熱水費などの経常的経費
- (3) 振込手数料
- (4) 明細書及び支出を証明する書類又はその写しに不備のあるもの
- (5) 消費税及び地方消費税相当分
- (6) 補助金の用途として社会通念上、不適切と認められるもの

注意事項等

- ・ 当該補助事業は国・県等との他の補助金等との併用は可能ですが、他の補助金等において併用等の制限がないか、必ず各実施主体に確認してください。
- ・ 他の補助金等を併用して申請する場合は、補助対象経費から他の補助金の交付を受けている経費を差し引いた残額が、当該補助事業の対象経費となります。(補助対象経費を重複して補助金交付を受けた場合は、返還義務が生じます。)
- ・ 本市からの補助金の交付を受けた(受ける予定の)場合に、同一の経費について重複して申請することはできません。

Q&A

Q1 市外に本社がありますが、補助対象となりますか？

- 鹿児島市内において宿泊施設を運営している場合は、対象となります。
- 市内・市外にかかわらず、特別徴収義務者が申請していただくこととなります。

Q2 レジシステムの改修等は必ず行う必要がありますか？

- 既存システムの設定変更で対応できる場合や、紙媒体で管理する場合などにおいては必ずしも行う必要はありません。宿泊事業者様の事情によりご判断ください。

Q3 複数回に分けて申請できますか？

- 申請は1回限りとなります。

詳しくは以下をご確認ください。

鹿児島市ホームページ(宿泊税に関すること)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-senryaku/syukuhakuzei.html>

申請書類一式は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-senryaku/syukuhaku02.html>

申請書類提出先・お問い合わせ

■郵送の場合

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 (みなと大通り別館3階)
鹿児島市役所 観光戦略推進課戦略係

■メールの場合

kan-senryaku@city.kagoshima.lg.jp

☎099-216-1510 (平日 8時45分～16時30分)

愛にいこう、かごしま。



生誕200年・没後150年記念